22	(1)　三重県津市大字分部字野図(305.00) (2)　三重県津市広明町297(62.00)	北緯34度43分48秒東経136度26分06秒の地点と北緯34度44分01秒東経136度30分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	(1)　三重県四日市市日永４－１－16(46.90) (2)　三重県津市大字分部字野図(310.00)	北緯34度56分47秒東経136度36分16秒の地点と北緯34度54分56秒東経136度34分49秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度54分30秒東経136度34分28秒の地点と北緯34度43分55秒東経136度26分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
24	(1)　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１(77.90) (2)　愛知県名古屋市東区大幸南１－１－15(64.00)	北緯35度10分48秒東経136度54分09秒の地点と北緯35度11分23秒東経136度56分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　岐阜県岐阜市忠節町５－１(60.90) (2)　岐阜県岐阜市茜部本郷一丁目36番１(60.50)	北緯35度25分42秒東経136度44分57秒の地点と北緯35度23分37秒東経136度45分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	(1)　香川県高松市サンポート３－33(67.00) (2)　香川県高松市番町４－１－10(104.00)	北緯34度21分09秒東経134度02分44秒の地点と北緯34度20分25秒東経134度02分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
27	(1)　香川県高松市サンポート３－33(61.50) (2)　香川県高松市中山町1501－１(472.95)	北緯34度21分09秒東経134度02分44秒の地点と北緯34度20分58秒東経134度00分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	(1)　福岡県久留米市城南町15番地３(105.60) (2)　福岡県久留米市山川沓形町３番15号(42.20)	北緯33度19分09秒東経130度30分31秒の地点と北緯33度19分06秒東経130度33分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	(1)　福岡県久留米市城南町15番地３(105.60) (2)　福岡県朝倉郡東峰村大字福井字土師1253番地２(470.00)	北緯33度19分09秒東経130度30分31秒の地点と北緯33度23分15秒東経130度51分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	(1)　福岡県久留米市城南町15番地３(105.60) (2)　福岡県大牟田市大字今山字鳴川4897番地１(404.00)	北緯33度19分09秒東経130度30分31秒の地点と北緯33度01分44秒東経130度30分16秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度01分40秒東経130度30分16秒の地点と北緯33度01分37秒東経130度30分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
31	(1)　福岡県八女市上陽町上横山字山神3024番地61(756.50) (2)　福岡県久留米市山川沓形町３番15号(42.20)	北緯33度18分22秒東経130度41分58秒の地点と北緯33度19分05秒東経130度33分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	(1)　福岡県八女市上陽町上横山字山神3024番地61(756.50) (2)　福岡県朝倉郡東峰村大字福井字土師1253番地２(465.00)	北緯33度18分23秒東経130度42分02秒の地点と北緯33度23分14秒東経130度51分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
33	(1)　福岡県八女市上陽町上横山字山神3024番地61(751.50) (2)　福岡県八女市黒木町大淵ミノヲ251番地１(841.50)	北緯33度18分21秒東経130度42分01秒の地点と北緯33度09分30秒東経130度46分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
34	(1)　福岡県八女市上陽町上横山字山神3024番地61(751.50) (2)　福岡県大牟田市大字今山字鳴川4897番地１(409.00)	北緯33度18分17秒東経130度41分56秒の地点と北緯33度01分36秒東経130度30分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都新宿区新宿５－４－９(85.20) (2)　東京都練馬区中村北１－12－７(120.00)	北緯35度41分32秒東経139度42分37秒の地点と北緯35度44分13秒東経139度38分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　栃木県宇都宮市馬場通り１－１－11(215.50) (2)　栃木県日光市藤原字立原1269－１(818.00)	北緯36度33分43秒東経139度53分04秒の地点と北緯36度36分10秒東経139度51分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　栃木県日光市鬼怒川温泉滝706(420.00) (2)　栃木県日光市藤原字立原1269－１(818.00)	北緯36度49分49秒東経139度42分47秒の地点と北緯36度49分55秒東経139度43分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　神奈川県横浜市泉区和泉町6101(156.30) (2)　神奈川県鎌倉市大船1765－１(100.30)	北緯35度25分47秒東経139度30分03秒の地点と北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　茨城県猿島郡境町大字大歩字苅豆東1292(86.00) (2)　埼玉県白岡市上野田1501(111.50)	北緯36度06分23秒東経139度49分55秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度41分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　茨城県神栖市木崎2300(84.00) (2)　茨城県鉾田市塔ヶ崎791－６(78.00)	北緯35度53分48秒東経140度39分27秒の地点と北緯36度00分09秒東経140度35分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域